

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

医薬安全課

○ 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

子ども未来課
障害福祉課
子ども未来課

【告示】

○ 平成二十七年年度自衛官募集（自衛官候補生）

危機管理課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

”

○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

建築指導課

【公告】

○ 落札者等の決定

危機管理課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 一般競争入札の実施

用度課

【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙管理委員会

【公安委員会】

目次

担当課（室）

○ 岡山県風俗環境浄化協会の事務所の所在地の変更

生活安全企画課

◎岡山県規則第七十一号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（昭和二十七年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号を次のように改める。

四 削除

第七条第二十二号の二から第二十二号の四までを削り、同条第二十五号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改める。

第十七条の見出しを「（療育の給付に要する費用の徴収）」に改め、同条中「及び第五項」、「及び第五号の二」及び「（以下この条において「納入義務者」という。）」に支払を命じ、又は納入義務者」を削る。

様式第一号中

入 決 所 定	フリガナ	氏 名	生 年 月 日	年 月 日
	フリガナ		受給者証番号	
保 護 給 付 者	フリガナ	居 住 地	電話番号（ ）	
	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
申 入 る に 害 係 児	フリガナ	氏 名	入所給付決定 保護者との続柄	

を

岡山県知事 伊原 隆 太

入決	フリガナ	生年月日	年	月	日
	氏名				
所定	フリガナ	個人番号	受給者証番号		
給保	フリガナ	個人番号	受給者証番号		
付者	居住地				
〒		電話番号 ()			
申る	フリガナ	生年月日	年	月	日
	氏名	個人番号	入所給付決定 保護者との続柄		

に改める。

本	フリガナ	生年月日	年	月	日
	氏名				
人	居住地	男・女			

様式第十八号中

を

本人との続柄 個人番号 申請者氏名	ふりがな	男・女	生年 月日	年 月 日
	氏名		生年 月日	年 月 日
	居住地	居住地		
個人番号	個人番号			

「本人との続柄
申請者氏名
印」

「本人との続柄
個人番号
申請者氏名
印」

「妊産婦住所
氏名
印」

「妊産婦住所
個人番号
氏名
印」

区分	氏名	続柄	生年月日	性別	職業又は就学の 状況等	備考
	ふりがな	本人		男・女		
世帯				男・女		

「
印」

様式第十九号の二中

を

「印」

員									
								男・女	
								男・女	

世帯		世帯		世帯		世帯	
ふりがな氏名	続柄	性別	生年月日	個人番号	職業又は就学の状況等	備考	備考
	本人						
		男・女					
		男・女					
		男・女					

に定める。

様式第十九号の三を次のように改める。

様式第19号の3 削除

--	--

生年月日	年月日
------	-----

様式第十九号の四中

生年月日	年月日
------	-----

個人番号

ハ

申る 請障 に害 係児	フリガナ	生年月日	年月日
	氏名		

ハ

申る 請障 に害 係児	フリガナ	生年月日	年月日
	氏名		
		保護者との続柄	

に定める。

様式第十九号の六中

給付決定保護 者氏名	生年月日	年月日	制 度	受給者証番号・被保 険者番号

ハ

給付決定保護 者氏名	生年月日	年月日	制 度	受給者証番号・被保 険者番号

ハ

給付決定に係る児童氏名		生年月日		年月日	

※

給付決定に係る児童氏名		生年月日		年月日	
		個人番号			

に、

氏名		生年月日	

を

氏名		生年月日		個人番号	

に改める。

様式第十九号の八を次のように改める。

平成27年12月22日 岡山県公報 第11747号

様式第19号の8 (第7条関係)

岡山県知事

殿

年 月 日

届出者 住所
氏名

印

申請内容変更届出書

次のとおり変更があつたので、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の7第7項の規定により届け出ます。

入所給付決定保護者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		個人番号	
	フリガナ			
	居住地	〒 電話番号 ()		
届出に係る障害児	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		個人番号	
				入所給付決定保護者との続柄
変更があつた事項		変更の内容		
		変更前	変更後	
入所給付決定保護者	氏名			
	居住地			
	生年月日			
	個人番号			
	電話番号			
障害児	氏名			
	生年月日			
	個人番号			
	入所給付決定保護者との続柄			
負担上限月額等の算定のために必要な事項				

注 変更の内容を証する書類を添付してください。

様式第十九号の九中

生 年 月 日	年 月 日
------------------	-------------

お

生年月日	年 月 日
個人番号	

お

申る 請障 に害 保児	フリガナ	生 年 月 日	入所給付決定 保護者との続柄	年 月 日
	氏 名			

お

申る 請障 に害 保児	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日
	氏 名		

お

様式第二十一号の四中

区分	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	性別	職業又は就学の 状況等	備考
世 帯 員		本人		男・女		
				男・女		
				男・女		
				男・女		

お

男・女

氏名	続柄	性別	生年月日	個人番号	職業又は就学の状況等	備考	世帯				
							員	員	員	員	
	本人	男・女									
		男・女									
		男・女									
		男・女									

に改める。

様式第二十一号の十一から様式第二十一号の十三までを削る。
 様式第二十四号中「第35条第6項」を「第35条第11項」と改める。
 様式第二十七号中
 生 年 月 日
 を

生 年 月 日	個人番号
---------	------

同居の状況						
ふりがな氏名	性別	生年月日	続柄	職 業	健 康 状 態	

同居の状況						
ふりがな氏名	性別	生年月日	個人番号	続 柄	職 業	健康状態

この「第3号」を「回条第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の児童福祉法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第七十二号

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則（昭和六十二年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号(表)を次のように改める。

平成27年12月22日 岡山県公報 第11747号

様式第1号 (第3条関係)

(表)
世帯調査書 (年度)

申請者 〔本人又は扶 養義務者〕	住所					入所者(被措置者) 氏名	
	氏名					入所施設名等	
入所者(被措置者)及び同一世帯の扶養義務者等の状況							合計額
氏名							
入所者(被措置者)と の続柄							
生年月日							
個人番号							
職業							
市町村 民税額 () 年度分	均等割額	円	円	円	円	円	円
	所得割額	円	円	円	円	円	円
所得税 額 () 年分	①税額控除後 の所得税の額	円	円	円	円	円	円
	②税額控除	円	円	円	円	円	円
	③(①+②) 税額控除前 の所得税の額	円	円	円	円	円	円
備考							
<p>調査の結果、上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長 印</p>							

注意 記載要領は、裏面にあります。

「住 所

様式第二号中

を

氏 名

⑫」

「住 所

個人番号

は、「児童福祉法第56条の規定による費用徴収

氏 名

⑬」

規則」を「児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則」に改める。

様式第三号(表)を次のように改める。

平成27年12月22日 岡山県公報 第11747号

様式第3号 (第5条関係)

(表)
家 庭 調 査 (年 度)

申請者 〔本人又は扶 養義務者〕	住所					入所者（被措置者） 氏名	
	氏名					入所施設名等	
入所者（被措置者）及び同一世帯の扶養義務者等の状況							合計額
氏名							
入所者（被措置者）と の続柄							
生年月日							
個人番号							
職業							
市町村 民税額 () 年度分	均等割額	円	円	円	円	円	円
	所得割額	円	円	円	円	円	円
所得税 額 () 年分	①税額控除後 の所得税の額	円	円	円	円	円	円
	②税額控除	円	円	円	円	円	円
	③ (①+②) 税額控除前 の所得税の額	円	円	円	円	円	円
備考							
世帯の階層区分		A B C () D ()					
費用徴収月額 の減免に関する 県民局長の意見							
<p>調査の結果、上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">調査者職・氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">市町村長 ㊞</p>							

注意 記載要領は、裏面にあります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第六百二十三号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十七年年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十七年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子に限る。）

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

平成二十七年十二月二十一日から平成二十八年二月十日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場、自衛隊岡山地方協力本部又は同本部出張所等

六 採用試験期日

平成二十八年二月十三日及び同月十四日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定月

平成二十八年三月下旬から同年四月上旬まで又は同年七月から同年九月までの間

九 県内採用予定者数

陸上・海上・航空要員

若干名

十 その他

詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部若しくは同本部出張所等に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六一〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一七八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama>

平成27年12月22日 岡山県公報 第11747号

◎岡山県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 作東大原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
美作市立石字谷川尻三九番二地先から 美作市立石字樋ノ元四一番一地先まで		新	一一・四〇 二〇・七	二四・五
		旧	一一・四〇 一四・六	二四・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 梶並立石線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
美作市立石字出合五〇番一〇地先から 美作市立石字嘉市下夕四八番一地先まで		新	七・八〇 一七・一	九一・七
		旧	(メートル)	(メートル)

平成27年12月22日 岡山県公報 第11747号

一 道路の種類 一般国道
 二 路線名 一八一号
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
---	---	-----	--------------	--------------

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市篠坂字矢ノ平二六六番地先から 笠岡市篠坂字四通田二一七五番一地先を 経て 笠岡市押撫字花屋五〇八番一地先まで	笠岡市篠坂字矢ノ平二六六番地先から 笠岡市押撫字花屋五〇八番一地先まで	旧	四・八〃 二九・二	一二五二・〇
		新	四・八〃 二九・二	一二五二・〇
		新	五・〇〃 五四・〇	二三五八・〇

一 道路の種類 県道
 二 路線名 山口押撫線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市立石字出合五〇番一〇地先から 美作市立石字嘉市下夕四八番一地先まで		旧	七・三〃 一一・一	九一・七

津山市坪井下字宮谷尻一〇番一地先まで 津山市南方中字七反田七九三番地先から	津山市坪井下字宮谷尻一〇番一地先まで 津山市南方中字七反田七九三番地先から
旧	新
一七・〇 八・五 〽	二〇・〇 一〇・〇 〽
一一六〇・〇	一二六〇・〇

◎岡山県告示第六百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更（追加）

千葉事務所…千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二番地三 丸庄ビル一階

福岡事務所…福岡県福岡市博多区御供所町一番一号 西鉄祇園ビル三階

三 変更の年月日

平成二十八年一月十五日

〔五〇九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借及び保守業務

二 契約期間

平成二十八年三月十五日から平成三十三年三月十四日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十七年十二月二日

五 落札者の氏名及び住所

東芝ITサービス株式会社

東京都港区芝浦四―九―二五

六 落札金額

一月当たり一、二四二、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額九二、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年十月二十三日

〔五一〇〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、総社市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	総社市三輪地内及び真壁地内
測量の種類	公共測量（出来形確認測量）
測量期間	平成二十七年十二月十日から平成二十九年三月三十一日まで

岡山県公報 第11747号 平成27年12月22日

〔五一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十七年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

庁用自動車リース (小型自動車) 19台

(2) 借入物品の特質等

庁用自動車リース業務 (小型自動車) 19台入札説明書 (以下「入札説明書」という。) 及び車両リース仕様書 (以下「仕様書」という。) による。

(3) 納入期限

平成28年4月1日 (金) 17台

平成28年6月1日 (水) 2台

(4) 借入期間

平成28年4月1日から平成37年5月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、全てのリース物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要するリース契約期間中の一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (平成27年岡山県告示第46号 (物

岡山県公報 第11747号 平成27年12月22日

品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で，格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) オートリース業務及びメンテナンスリース業務を行っている業者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7537

(2) 申請書の提出期限

平成28年2月5日(金)正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7537

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年12月22日(火)から平成28年2月5日(金)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また，郵送による交付を希望する場合は，交付に必要な期間を十分に考慮し，返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し，(1)の場所に請求すること。なお，交付する入札説明書等は，縦297ミリメートル，横210ミリメートル，重さ150g

岡山県公報 第11747号 平成27年12月22日

ラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年2月10日（水）13時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月9日（火）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成28年2月5日（金）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
19 vehicles

(2) Delivery date :
By 1 April (Friday), 2016 (17 vehicles)
By 1 June (Wednesday), 2016 (2 vehicles)

(3) Lease period :
From 1 April, 2016 through 31 May, 2025

(4) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(5) Time limit for tender :
1:30 P.M. 10 February (Wednesday), 2016

(5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies
Division,

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL 086-226-7537

◎岡山県選管告示第七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する岡山海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、八四〇である。

平成二十七年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

◎岡山県公安委員会告示第二百二十四号

風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）第三条第一項の規定により、公益社団法人岡山県防犯協会から次のとおり岡山県風俗環境浄化協会の事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成二十七年十二月二十二日

岡山県公安委員会

一 変更内容

1 変更前

事務所の所在地 岡山市北区富田町一丁目三番二号

2 変更後

事務所の所在地 岡山市北区富田町一丁目五番六号

二 変更年月日

平成二十七年十二月一日